

第7章 用語・定義

1. 中小企業者

法の対象となる中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のような会社又は個人とされています。

なお、医療法人や社会福祉法人、外国会社、土業法人は事業承継税制の対象となる中小企業者には該当しません。

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

➤ 業種の判断にあたっては、下記の手順でご確認ください。

1. まずは、日本標準産業分類(最新版は第13回)をご覧ください、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

2. 次ページの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください

第7章 用語・定義

第13回改定（平成26年4月1日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
製造業その他	下記以外の全て
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食料品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食料品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業） 中分類 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） 小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業〈他に分類されないもの〉）

第7章 用語・定義

2. 戸籍謄本等

事業承継税制においては、親族を明らかにする必要があります。そこで、戸籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出が必要になります。なお、ひとつの戸籍は夫婦とその子単位で構成されているため、婚姻などにより戸籍から除かれる場合があります。このため、明らかにすることが必要とされている関係によって、本人以外の者を含む複数の戸籍謄本や除籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出が必要となる場合があります。

3. 従業員数証明書

法に基づく申請等をする際には、常時使用する従業員の数を証する書類を提出が必要です。施行規則では、「従業員数証明書」と定義しており、その内容は、次のとおりです。

① 厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書

70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、厚生年金保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。いわゆる出向や派遣等の場合には、あくまでも厚生年金保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

厚生年金保険の適用事業所において、70歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者になります。

また、厚生年金保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員の人数を除いた人数が70歳未満の常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

② 被保険者縦覧照会回答票

①と同様に、原則として「70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類」です。

厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書では、贈与等の日における常時使用する従業員の数を確認するため、標準報酬月額決定通知書発行後における被保険者の増減について、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

他方、被保険者縦覧照会回答票では、当該事業者における被保険者の資格取得日及びこれまで被保険者であった者の喪失日等が記載されるため、贈与等の日における常時使用する従業員の数を被保険者縦覧照会回答票のみで証することができます。

また、被保険者縦覧照会回答票には、厚生年金の被保険者のほか、健康保険である「協会けんぽ」の被保険者も記載されることから、当該事業所が協会けんぽに加入している場合には、「70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数」を証する書類としても用いることができます。

なお、当該事業所が「組合健保」に加入している場合には、70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証するためには、別途③の「健康保険の標準報酬月額決定通知書」が必要となります。

第7章 用語・定義

③ 健康保険の標準報酬月額決定通知書

70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、健康保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

任意継続被保険者は、被保険者であっても加入事業所における雇用の実態がないため、常時使用する従業員には該当しません。いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも健康保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

健康保険の適用事業所において、75歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、船員保険に加入している場合等を除き健康保険の被保険者になります。

また、健康保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員及び任意継続被保険者の人数を除いた人数のうち70歳以上75歳未満の人数が常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

また、厚生年金保険及び健康保険については、法人事業所はすべて適用事業所となります。また、個人事業所は一部の事業所（従業員が5人未満の個人経営の事業所など）を除き適用事業所となります（厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項）。

④ その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、①又は②及び③の書類の提出を求めています。下記に掲げるような場合にあっては、「正社員並みの雇用実態があることを前提」に、それぞれに定める書類を提出することにより常時使用する従業員として取り扱います。

- ▶ 後期高齢者医療の被保険者で厚生年金保険の加入対象外である場合：2月を超える雇用契約書及び給与明細書などで正社員並みの雇用実態があることがわかるもの
- ▶ 船員保険の被保険者である場合等：これらの保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える雇用契約書及び給与明細書などで正社員並みの雇用実態があることがわかるもの
- ▶ 使用人兼務役員である場合：職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書など、使用人としての職制上の地位を証する書類

4. 上場会社等

事業承継税制の適用の前提となる認定においては、「上場会社等」の範囲を、

- ・金融商品取引所又は店頭売買有価証券登録原簿に上場又は登録の申請をしている場合
- ・外国に所在する金融商品取引所又は店頭売買有価証券登録原簿に類似するものに上場又は登録されている、あるいは、上場又は登録の申請をしている場合も含むこととしています（施行規則第6条第1項第7号及び第7条第2項第7号）。

第7章 用語・定義

5. 事業用資産等

工場用の土地や建物といった不動産、機械などの動産は、中小企業者の事業の実施に不可欠な資産です。また、中小企業者が第三者から貸付けを受けている場合や支払を留保している金銭などがある場合には、当該貸付金や未収金に係る第三者の債権も事業の実施に不可欠なものであると考えられます。このような事業の実施に不可欠な不動産や動産に中小企業者に対する貸付金や未収金を含めて「事業用資産等」と定義しています。

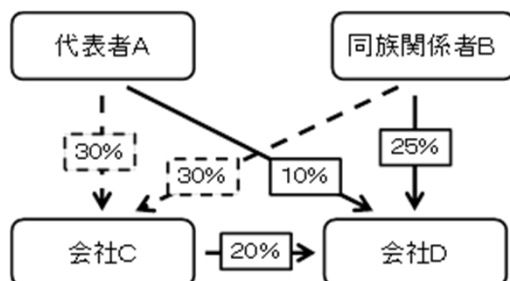
なお、不動産とは以下のようなものをいいます。

- ① 土地（土地の上に存する権利を含みます。）
 - ② 建物及びその附属設備
（当該建物と一体として利用されると認められるものに限ります。）
 - ③ 構築物（建物と同一視しうるものに限ります。）
- 従って、船舶や航空機は不動産に該当しないことになります。

6. 同族関係者

代表者と以下の関係のある者を「同族関係者」と定義しています。

- ① 代表者（※）の親族
（※）会社を代表する者をいい、株式会社の場合には、取締役（代表取締役が定められている場合は当該代表取締役）、持分会社の場合には、業務を執行する社員（会社を代表する社員を定めた場合は当該社員）。
- ② 代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 代表者の使用人
- ④ ①から③までに掲げる者以外で代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ⑥ 代表者と①から⑤までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数（※）の過半数を有している会社
（※）総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいいます（施行規則第1条第9項第6号イ）。
- ⑦ 代表者と①から⑥までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社
- ⑧ 代表者と①から⑦までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社



（※）上図の％は議決権株式の保有比率です。この場合、会社Cと会社Dは両者とも代表者Aの同族関係者に該当します。

第7章 用語・定義

7. 特別子会社

会社とその代表者と当該代表者の同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）及び外国会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社）です。

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

また、特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。つまり、「会社」と「その代表者」と「当該代表者と生計を一にする親族」が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。

8. 大会社

中小企業者に該当しない会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）を指します。

9. 資産保有型会社

資産保有型会社の判定は上記算式により行います。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{特定資産の帳簿価額の合計額} \\ (+ \text{本人及び同族関係者に支払われた配当及び損金不算入役員給与}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{資産の帳簿価額の総額} \\ (+ \text{本人及び同族関係者に支払われた配当及び損金不算入役員給与}) \end{array}} \geq 70\%$$

※資産の帳簿価額の総額及び特定資産の帳簿価額の合計額の算定に際しては、以下の点に留意が必要です。

1. 貸借対照表に計上されている帳簿価額を用いて計算してください。
2. 減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額を用いてください（直接減額方式にあわせて計算します）。
3. 貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額から控除しないでください。

なお、上記計算式による特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上となる場合であっても、事業実態要件（11頁参照）を満たす場合には、資産保有型会社・資産運用型会社には該当しないものとみなされます（施行規則第6条第2項）。

第7章 用語・定義

9. 資産保有型会社

(1) 特定資産

① 有価証券等

国債証券、地方債証券、株券その他の金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券と他の持分会社の持分です。ただし、申請者である中小企業者の特別子会社の株式又は持分は、当該特別子会社が「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しない場合に限り、「有価証券及び持分」から除外されます。

なお、下記算式による特別特定資産（※）の割合が70%以上となり、又は特別特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合であっても、一定の場合には、「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しないものとみなされます。

（※）特別特定資産とは、特別子会社が保有する特定資産のことです。

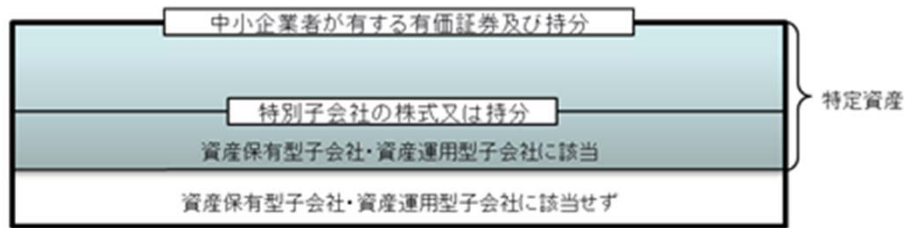
【資産保有型子会社】

$$\frac{\text{特別特定資産の帳簿価額の合計額}}{\text{資産の帳簿価額の合計額}} \geq 70\%$$

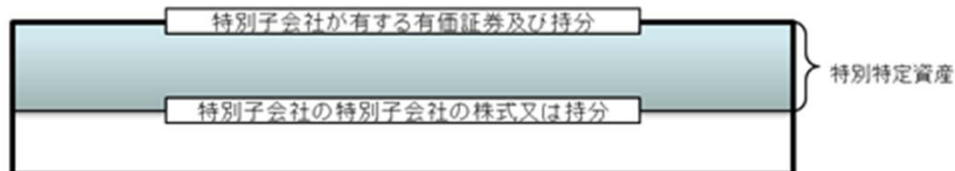
【資産保有型子会社】

$$\frac{\text{特別特定資産の運用収入}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

なお、特別子会社が資産保有型子会社・資産運用型子会社に該当するか否かを判定するに当たっては、当該特別子会社に特別子会社がある場合、当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分は、その資産状況や収入状況を問わず、すべて「特別特定資産」から除外されます。申請者である中小企業者の「特定資産」のうち「有価証券及び持分」は、下図のとおりです。



申請者である中小企業者の特別子会社の「特別特定資産」のうち「有価証券及び持分」は、下図のとおりです。



9. 資産保有型会社

(1) 特定資産

② 現に自ら使用していない不動産

申請者が所有している不動産のうち、現に自ら使用していないものです。不動産の定義については、第3章第1節5を参照して下さい。遊休不動産（遊休地に太陽光発電設備を設置しているもの等を含む。）が典型例ですが、販売用として保有する不動産（仕掛中の未成工事支出金等を含む。）や第三者に賃貸している不動産や駐車場についてもこれに該当するので、申請者自身が自らの事務所や工場として使用している不動産以外のものすべてが該当することになります。また、従業員用住宅は「自己使用」に、役員用住宅は「第三者に賃貸」に該当します。

また、一棟の建物のうちに現に自ら使用する部分とそれ以外の部分とがある場合には、一棟の建物の価額を床面積割合その他合理的と認められる割合により按分した価額をもってそれぞれの部分の価額を認識します。

なお、不動産賃貸業を主たる事業とする会社が形式上資産保有型会社に該当する場合がありますが、施行規則第6条第2項に掲げる要件に該当すれば、資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

③ ゴルフ会員権等

ゴルフ会員権、スポーツクラブ会員権、リゾート会員権などです。ただし、ゴルフ会員権等の販売業者が販売目的で所有しているものは、特定資産から除外されますが、接待用で所有しているものについては、営業先の開拓のためであっても特定資産に該当します。

④ 絵画、貴金属等

絵画、彫刻、工芸品、陶磁器、骨董品などの文化的動産、金、銀などの貴金属、ダイヤモンドなどの宝石です。ただし、これらの資産の販売業者（画廊、骨董品店、宝石店等）が販売目的で所有しているものは、除外されます。

⑤ 現預金その他これらに類する資産

申請者が有する現金や預貯金その他これらに類する資産であり、現金や預貯金と同視し得る保険積立金なども原則としてこれに該当します。

また、申請者の代表者やその同族関係者に対する貸付金や未収金その他これらに類する資産も含まれるものとし、これらの者に対する預け金や差入保証金なども原則としてこれに該当します。

なお、上記同族関係者の範囲には「同族関係にある外国会社」が含まれます。「同族関係にある外国会社」とは、代表者、代表者の親族、代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者等に総株主議決権数の過半数を保有される外国会社のことです。

第7章 用語・定義

9. 資産保有型会社

(2) 配当、損金不算入役員給与

申請者の代表者やその同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等や法人税法上、損金不算入となる給与については、特定資産に加算して、資産保有型会社の判定をします。

この給与とは、当該申請者の役員又は使用人として受ける給与であり、通常の現金による給与の他に、例えば債務免除や債務引受、渡切交際費などによる経済的利益のうち実質的に給与の支給を受けたのと同様の経済的効果をもたらすと考えられるものも含まれます。

従って、明らかに株主等としての地位に基づき受ける配当等や優待、香典や見舞金等でその受給者の社会的地位等に照らし社会通念上相当と認められるものは含まれません。加算の対象期間は、基本的には判定の日以前の5年間とされていますが、贈与税の納税猶予制度の適用に係る贈与の日又は相続税の納税猶予制度の適用に係る相続開始の日前の期間において支払われたものは含まれません。

また、組織再編があった場合における判定の日以前5年間に支払われた剰余金の配当等や法人税法上、損金不算入となる給与等の算定上、旧会社において支払われたものは考慮する必要はありません。(下記表参照)

(組織変更(合同会社→株式会社など)、種類変更(合名会社→合資会社など)の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。)

組織再編	申請者	旧会社
吸収合併	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

【贈与の日又は相続開始の日前の期間において支払われたものが不明な場合】

贈与の日又は相続開始の日前の期間において支払われた配当等や給与等については本規定は適用されませんが、法人税法上損金の額に算入されないこととなる給与等でその支払日が特定できない部分がある場合にあっては、その特定できない部分の金額についてはその事業年度の日数を下記①と②の日数により按分した金額をもって贈与の日又は相続開始の日前の期間に支払われた金額を算定します。

- ① その事業年度開始の日から当該贈与の日又は相続開始の日の前日までの日数
- ② 当該贈与の日又は相続開始の日からその事業年度終了の日までの日数
(1円未満の端数は切り捨て。)

※ 支払日が特定できない部分がある場合とは、例えば法人税法第34条第2項又は第36条の規定によりその事業年度中に支払われた給与の総額のうち不相当に高額な部分として損金の額に算入されなかった金額があり、その損金の額に算入されなかった金額の発生源泉である給与等の支払日が特定できない場合などが該当します。

※ 申請又は報告の期限において、資産保有型会社の判定の対象となる基準事業年度に係る損金不算入となる給与等が申告期限未到来により未だ判明していない場合にあっては、当該申請又は報告においては当該判明していない損金不算入となる給与等については考慮不要ですが、次年度の報告の期限までに新たに判明した金額があるときは、当該次年度の報告において当該金額は考慮する必要があります。

第7章 用語・定義

10. 資産運用型会社

資産運用型会社の判定は次式により行い、各事業年度終了の時点において判定します。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入}}{\text{総収入金額【売上高 + 営業外収益 + 特別利益】}} \geq 75\%$$

総収入金額は、損益計算書上の売上高、営業外収益及び特別利益（資産の譲渡によるものについては、当該資産の譲渡価額に置き換えてください。）の合計額です。また、特定資産の運用収入には、特定資産である株券の発行会社からの配当金、受取利息、受取家賃や特定資産の譲渡（譲渡価額そのものが運用収入となります。）などが含まれます。

なお、上記計算式による特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合であっても、各事業年度終了の時点において、以下のいずれにも該当する場合には、事業実態がある会社として、資産運用型会社に該当しないものとみなされます。

○やむを得ない事由による場合 ※2019年4月1日以後の事由発生より適用

事業活動上生じた偶発的な事由により特定資産の割合が70%以上となる場合や特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合には、一定の期間、資産運用型会社又は資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

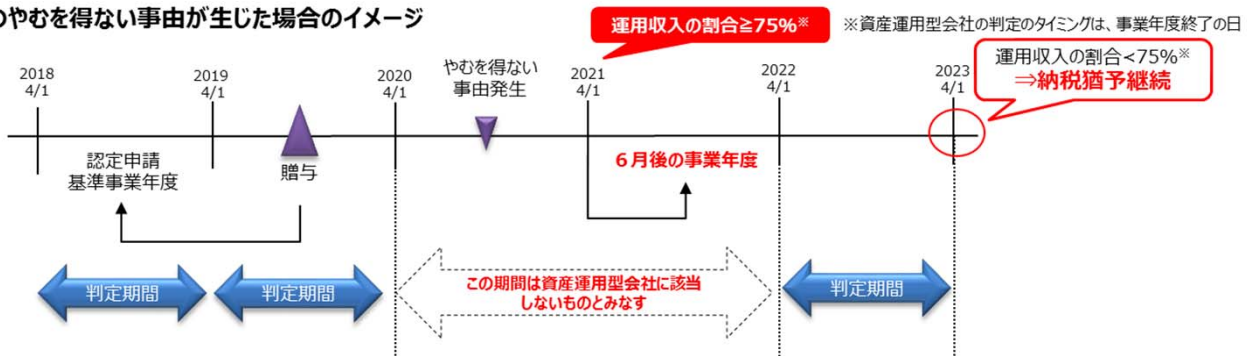
【資産保有型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合】

中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったこと、事業の用に供していた資産の譲渡又は当該資産について生じた損害に基因した保険金の取得その他租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に規定する事由が生じたことにより、特定資産の割合が70%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第1条第12項ただし書）。

【資産運用型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合】

中小企業者が事業活動のために特定資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に規定する事由が生じたことにより、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日の属する事業年度から当該事業年度了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度までの各事業年度は、資産運用型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第1条第13項ただし書）。

○やむを得ない事由が生じた場合のイメージ



第7章 用語・定義

11. 事業実態があるとされるための要件

贈与の時又は相続の開始の時において当該中小企業者が「資産保有型会社」又は「資産運用型会社」に、その特別子会社が「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」の基準に該当する場合であっても、次の①から③のいずれにも該当するときは、「資産保有型会社」又は「資産運用型会社」、「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しないものとみなされます。

(施行規則第6条第2項)

- ① 常時使用する従業員の数が5人以上であること

※ただし「従業員」には、後継者と生計を一にする親族は含めることができません。

- ② 事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

- ③ 贈与の日（相続の開始の日）まで引き続き3年以上にわたり次に掲げるいずれかの業務をしていること。

(イ)商品販売等（商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるもの。その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。）

※ただし、資産の貸付けの相手方が「後継者」や、「その同族関係者」の場合には、当該資産の貸付けは商品販売等の事業活動に該当しません。

(ロ)商品販売等を行うために必要となる資産（上記②の事務所等を除く）の所有又は賃貸

(ハ)上記(イ)及び(ロ)の業務に類するもの

また、設立後3年未満の新設会社の場合にあっては、当該要件を充足することはできないため、ご注意ください。

なお、組織再編があった場合における業務継続期間の算定上、旧会社における業務期間は通算されません。（下記表参照）

（組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。

組織再編	申請者	旧会社
吸収合併	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

12. 支配関係の定義について

支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の50%超を直接又は間接に保有される法人をいいます。

また、直接又は間接に保有する関係とは、次の関係をいいます。

- (i) 一の者が他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有する場合における当該一の者と当該他の法人との間の関係（直接支配関係）とする。
- (ii) この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1以上の他の法人（又は当該一の者との間に直接支配関係がある1以上の他の法人）がその他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するときは、当該一の者は当該その他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するものとみなす。

13. 「生計を一にする」の定義について

「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔（参考）「生計を一にするの意義」（所得税法基本通達2-47）〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
 - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
 - ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。